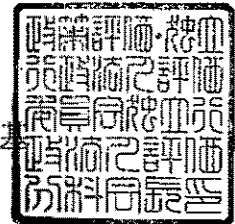


政 委 第 21 号
平成 22 年 5 月 31 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員長 森 永 規 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
分科会長 富 田 俊



「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」の送付について

今般、当分科会では、政策評価・独立行政法人評価委員会が「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」を改正したこと等を踏まえ、平成 21 年度の業務実績に関する二次評価に当たって特に留意すべき事項等について、別添のとおり「平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について」を取りまとめ、各府省独立行政法人評価委員会の評価の参考に供すべく送付することといたしました。

当分科会としては、上記「視点」及び「具体的取組について」に沿って、平成 21 年度の業務実績評価を行うこととしておりますので、御承知おき願います。



平成 21 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 22 年 5 月 31 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 21 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第 1 基本的な視点」関係

1-1-1 次の点について特に留意する。

- 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析
- 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
- 評価の基準の客観性・明確性
- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ

1-1-2 次のアプローチを注視する。

- 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第 2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1-1 次の点について特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 21 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 平成 20 年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）

2-1-2 次のアプローチに特に留意する。

- これまでに実施された事業仕分けの評価結果を踏まえた業務の見直し等に

踏み込むアプローチ

- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」（平成 22 年 5 月 18 日行政刷新会議）で示された横断的見直しの方針に沿った資産・事業・組織に関する見直し等に踏み込むアプローチ

「2 財務状況」について

- 2-2 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性についての評価に特に留意する。

「3 保有資産の管理・運用等」について

- 2-3-1 保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。

（実物資産）

- 建物、構築物、土地等について、
 - i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、
 - ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性
 - iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等
 - iv) 資産の利用度等
 - v) 経済合理性といった観点に沿った保有の必要性についての検証（民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証）
- 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、
 - i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、
 - ii) 効果的な処分といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組

（金融資産）

- 個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的

及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

- 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組
- 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討（知的財産等）
- 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

2-3-2 資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。

（実物資産）

- 建物、構築物、土地等について、
 - i) 活用状況等の把握
 - ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証
 - iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握
 - iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組

※ 民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価

（金融資産）

- 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立
- 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組（知的財産等）
- 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組
 - i) 出願に関する方針の策定
 - ii) 出願の是非を審査する体制の整備
 - iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動
 - iv) 知的財産の活用目標の設定
 - v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等

「4 人件費管理」について

2-4 諸手当及び法定外福利費について、平成20年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応についての評価に特に留意する。その際、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」（平成22年5月6日総務省行政管理局長通知）の内容にも留意する。

「5 契約」について

2-5 契約について、平成20年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応のほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。

「6 内部統制」について

2-6-1 法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。

- 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。
- 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。
- 法人のミッション達成を阻害する課題（リスク）のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。
- 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。

2-6-2 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。

- マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。
- アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。

2-6-3 監事の以下の活動についての評価に特に留意する。

- 監事監査において、前述（2-6-1）の法人の長のマネジメントについて留意したか。
- 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。

「7 関連法人」について

2-7 次の点に特に留意する。

- 委託先における財務内容を踏まえた上で、業務委託の必要性、契約金額の妥当性等についての評価
- 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価

「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

2-8-1 次の点に特に留意する。

- 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

2-8-2 次のアプローチを注視する。

- 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9 次のアプローチを注視する。

- 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
- 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ